一般社団法人鳥取県作業療法士会は倫理委員会を設置しています。

◆当委員会が取り扱う倫理問題は一般社団法人日本作業療法士協会倫理委員会に準じて以下のものとなります。

１）本会の会員が行った次の行為

　（１）理学療法士及び作業療法士法の欠格事由に該当する行為

　・罰金以上の刑に処せられる行為（疑いのある場合も含む）

　・作業療法士の業務に関する犯罪または不正の行為

　・薬物の乱用行為

　（２）本会の倫理綱領または作業療法士の職業倫理指針に抵触する行為

　（３）その他本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為

２）本会の会員が被った不正・不利益・不快感等を伴う行為

３）本会の会員が第三者として知り得た不正・不利益・不快感等を伴う行為

◆該当する倫理問題について

上記に該当する倫理問題がありましたら、①事実関係（できるだけ詳細に）、②ご希望（本会に対応してほしいこと）を記載した文書を、お名前、ご連絡先等を明記の上、下記宛てにメールをお送りください。

rinri@tottori-ot.or.jp

一般社団法人 鳥取県作業療法士会　倫理委員会
（件名に「倫理問題報告」と記載してください）

◆倫理問題の取り扱いについての基本方針

〇ご報告いただいた方のご意向、プライバシーおよび個人情報の保護を最優先にして対応いたします。

〇但し、職能団体として可能な限界の範囲内での対応になりますことを、あらかじめご理解いただければ幸いです。

〇本会の対応は、必要に応じ一般社団法人　日本作業療法士協会と連携して行います。日本作業療法士協会の対応は、原則として、倫理問題の処理に関する規程、会員の処分の種類に関する規程、会員処分の標準例・処分量定一覧に基づいて行われます。